

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（附則第三十条第十号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一 次の表に掲げる法人	
		名称	根拠法
二 （略）	（略）	社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
	（略）	（略）	（略）
現行		別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条関係） 一 次の表に掲げる法人	
		名称	根拠法
二 （略）	（略）	社会福祉法人	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）
	（略）	（略）	（略）